

# 妨害評価試験確認業務 実施要領書

(放送への妨害評価試験 及び 漏えい電界強度評価試験)

一般社団法人 日本CATV技術協会

2022年9月版

## 目 次

1. 「妨害評価試験確認業務」の概要 .....	1
2. 妨害評価試験確認業務の適用範囲 .....	4
2.1 漏えい電界強度評価試験適用機器 .....	4
2.2 放送への妨害評価試験適用システム機器 .....	4
3. 妨害評価試験確認申請 .....	4
4. 妨害評価試験と提出書類 .....	5
4.1 V-ONU または R-ONU の漏えい電界強度評価試験 .....	5
4.2 放送への妨害評価試験（CM 及び CMTS 等） .....	5
4.3 試験の立会い .....	6
5. 妨害評価試験結果の確認 .....	6
6. 妨害評価試験確認報告書の発行及び周知 .....	6
6.1 妨害評価試験確認報告書の発行 .....	6
6.2 周知 .....	6
7. 運用障害時対応 .....	6
8. 妨害評価試験確認事務手続き区分と費用 .....	7
8.1 申請区分 .....	7
8.2 事務手続き費用 .....	7
9. その他 .....	8

## 1. 「妨害評価試験確認業務」の概要

妨害評価試験確認業務とは、有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送の業務を行う一般放送事業者（以下、「有線テレビジョン放送事業者」という。）が使用する機器が、以下に示す省令基準を満たしている事の確認をして、確認報告書を申請者及び総合通信局に発行するとともに、一般社団法人日本CATV技術協会（以下、「協会」という。）のホームページに確認番号等を掲載する業務をいいます。該当する省令及び条項は「有線一般放送の品質に関する技術基準を定める総務省令：平成23年6月30日 総務省令 第95号（以下、「省令」という。）」のうち、

『省令第8条 有線放送設備から漏えいする電波の電界強度は、当該有線放送設備から三メートルの距離において、毎メートル〇・〇五ミリボルト以下でなければならない。』と規定しており、有線放送設備から漏えいする電波の電界強度を許容値以下にする必要があります。

これにより、FTTH型有線放送設備に用いる、受信用光伝送装置（＝放送用光回線終端装置：Video-Optical Network Unit 以下「V-ONU」という。）、双方向光伝送装置（＝RFoG用光回線終端装置：Radio Frequency over Glass Optical Network Unit 以下「R-ONU」という）においても、装置から漏えいする電波の電界強度が許容値以下である必要があります。

また、『省令第27条 次の各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる他の有線一般放送の受信に障害を与えないものでなければならない。

- 一 受信者端子において、送信の方式がデジタル有線テレビジョン放送方式となっており、かつ、90MHz から 770MHz までの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 二 受信者端子において、送信の方式が標準デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、90MHz から 770MHz までの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 三 受信者端子において、送信の方式が標準衛星デジタルテレビジョン放送方式となっており、かつ、1,032.23MHz から 1,488.69MHz まで又は 2,224.41MHz から 2,642.51MHz までの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 四 受信者端子において、送信の方式が広帯域伝送デジタル放送方式となっており、かつ、1,532.75MHz から 2,070.25MHz まで又は 2,708.75MHz から 3,223.25MHz までの周波数を使用する有線テレビジョン放送等
- 五 受信者端子において、送信の方式がIP放送方式となっている有線テレビジョン放送等

2 前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等以外の用途に使用する電磁波の周波数、レベル及び周波数帯幅は、前項の規定によるほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に基づき、受信者端子において当該電磁波が当該電磁波を使用する有線放送設備で行われる前項各号に掲げる有線テレビジョン放送等の受信に検知される影響を与えないものでなければならない。』

に基づき、有線放送設備に有線テレビジョン放送等以外のシステムを導入する場合、有線テレビジョン放送等の受信に影響を与えるものでないことを確認してシステム運用する必要があります。

協会では、省令第8条に定める漏えい電界強度の値を確認する測定法、及び省令第27条第2

項に定める「総務大臣が別に告示する技術的条件：平成 25 年 2 月 20 日総務省告示第 72 号（以下「告示」という）」に準拠した測定法として、標準規格書【 JCTEA STD-015（FTTH 型ケーブルテレビシステム 光システム性能測定法）、JCTEA STD-016（有線テレビジョン放送 放送への妨害評価測定法）、JCTEA STD-017（有線テレビジョン放送 有線一般放送設備と同等の試験施設）】を策定しています。

「妨害評価試験確認業務」は、システム提供者である機器メーカーやベンダー等の妨害評価試験を行う者（以下「申請者」という）が、対象機器に対し、上記標準規格書に則り試験を行い作成提出した「有線一般放送設備と同等の試験設備を用いた有線一般放送への妨害評価試験結果データ及び報告書」、「V-ONU あるいは R-ONU の漏えい電界強度試験結果データ及び報告書」を妨害評価試験確認会議（以下「確認会議」という）にて評価確認し、確認報告書として「放送への妨害評価試験報告書」「V-ONU の漏えい電界強度評価確認報告書」及び「R-ONU の漏えい電界強度評価確認報告書」を申請者及び総合通信局に発行すると共に、協会ホームページに確認番号等を掲載します。

これにより有線テレビジョン放送事業者は「放送への妨害評価試験確認報告書」に基づく「システム運用条件報告書」、「V-ONU あるいは R-ONU の漏えい電界強度評価確認報告書」を総合通信局に提出することにより、申請業務や検査業務の簡素化を図ることができます。なお、本実施要領では、省令で用いられている「有線放送設備」を「有線テレビジョン放送設備」、「有線テレビジョン放送等への妨害」を「放送への妨害」といいます。

「有線一般放送設備と同等の試験設備を用いた有線一般放送への妨害評価確認報告書」と「V-ONU または R-ONU の漏えい電界強度確認報告書」の手続き概要を 図 1「妨害評価試験」の手続き概要 に示します。

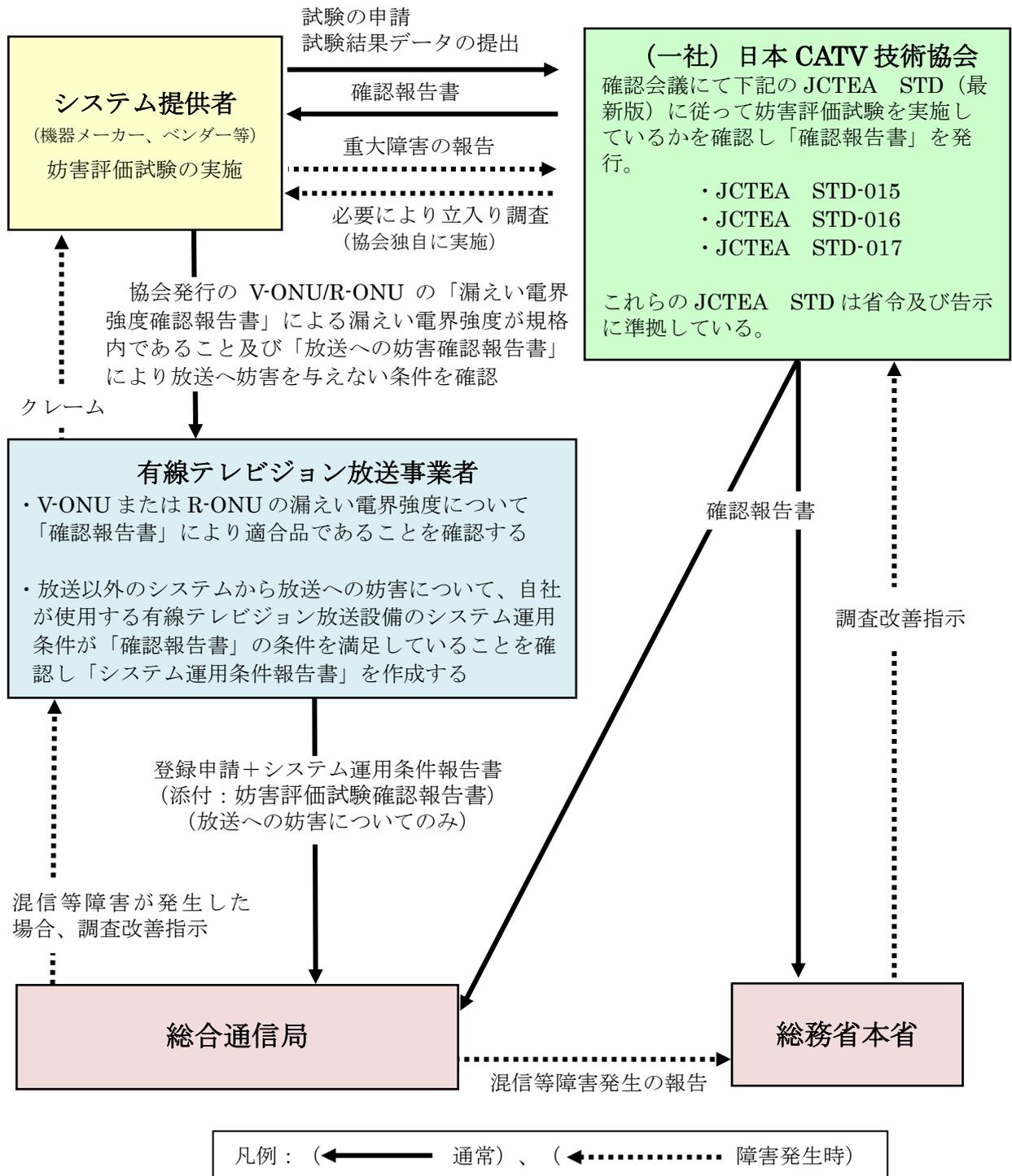


図1 「妨害評価試験」の手続き概要

## 2. 妨害評価試験確認業務の適用範囲

妨害評価試験確認業務は、下記 2.1 項及び 2.2 項に定める機器が、省令第 8 条及び第 27 条の条件を満たしている事を評価確認し、確認報告書を発行する業務をいいます。

### 2.1 漏えい電界強度評価試験適用機器

FTTH 型有線テレビジョン放送設備用 V-ONU<sup>\*1</sup>または R-ONU<sup>\*1</sup>に適用します。

### 2.2 放送への妨害評価試験適用システム機器

下記のシステム<sup>\*1</sup>に使用するセンター装置、端末装置等に適用します。

- ① ケーブルインターネットシステム  
{ケーブルモデム (CM)、ケーブルモデムセンタ装置 (CMTS)}
- ② ケーブルモデム内蔵 STB
- ③ ケーブル電話システム (IP 電話及びこれに類すものを含む)
- ④ 告知システム (緊急地震速報システム、音声告知放送システム等)
- ⑤ 健康・医療情報システム
- ⑥ 中継映像システム
- ⑦ 音楽配信システム
- ⑧ VOD システム
- ⑨ 遠隔監視、遠隔制御システム (ステータスマニタ、ITV 監視システム等)
- ⑩ 狭帯域 CS-IF 伝送システム
- ⑪ 光波長多重伝送システム

※1： これ以外のシステムについては、協会の妨害評価試験確認会議事務局（以下「事務局」という）に、ご相談下さい。

## 3. 妨害評価試験確認申請

申請者は、妨害評価試験に先立ち、協会ホームページの「妨害評価試験確認業務（下記 URL）」より「妨害評価試験確認申請書ダウンロード用」フォルダをダウンロードし、フォルダ内の「妨害評価試験確認申請書ダウンロード用」資料内の「放送への妨害評価試験申請書兼受付通知書（様式 1a）」、「V-ONU の漏えい電界強度評価試験申請書兼受付通知書（様式 1b-1）」及び「R-ONU の漏えい電界強度評価試験申請書兼受付通知書（様式 1b-2）」から申請機器に該当する申請書を 1 機種 1 型番ごとに作成し「申請機器の仕様書」を添付し、事務局にメールにて申し込み下さい。

- ・ 妨害評価試験確認業務 : <https://www.catv.or.jp/jctea/spec/interfere/index.html>
- ・ 事務局 メールアドレス : [conf-d/atmark/catv.or.jp](mailto:conf-d/atmark/catv.or.jp)  
「/atmark/」を「@」に置き換えて下さい。

なお、都合により確認会議の日程を変更することがありますので、事務局に日程をご確認下さい。

## 4. 妨害評価試験と提出書類

各試験は、標準規格書（JCTEA STD-015、JCTEA STD-016、JCTEA STD-017）及び協会ホームページの「妨害評価試験確認業務（前記 URL）」より、「試験データ」「報告書」のひな形として掲載の「CMTS 申請用書類」、「CM 申請用書類」、「R-ONU 申請用書類」、「V-ONU 申請用書類」の最新版に基づいて実施して下さい。

協会への提出書類は、各ひな形の中の「試験結果データ」及び「確認報告書」です。提出書類は全て、電子データにて提出して下さい。

なお、「確認報告書」は、Word 等の編集可能な形式で提出下さい。

### 4.1 V-ONU または R-ONU の漏えい電界強度評価試験

#### 1) 提出書類

提出書類は、「試験結果データ」と「報告書」です。

注 1. 試験サイトの仕様及び潜在電界データは必ず提出して下さい。

注 2. 公的認証済試験サイトは、認証機関及び認証番号等を試験データ及び報告書に記載して下さい。

注 3. 非認証サイトは、サイトデータ及びサイト管理の状況等の資料を提出して下さい。

#### 2) 試験データ及び報告書

試験結果データの資料（A-①、A-②）を参照して実施し、提出資料を作成して下さい。

##### ① 試験結果データの資料

①ETD V-ONU Ver. ◇◇◇◇（V-ONU 漏えい電界強度評価試験結果データ）

②ETD R-ONU Ver. □□□□（R-ONU 漏えい電界強度評価試験結果データ）

報告書は、測定データを参照して報告書（B-①、B-②）を作成して下さい。

##### ② 報告書の資料

①ETR V-ONU Ver. ◇◇◇◇（V-ONU 漏えい電界強度評価確認報告書）

②ETR R-ONU Ver. □□□□（R-ONU 漏えい電界強度評価試験確認報告書）

### 4.2 放送への妨害評価試験（CM 及び CMTS 等）

#### 1) 提出書類

提出書類は、「試験結果データ」と「報告書」です。

#### 2) 試験データ及び報告書

試験結果データの資料（C-①、C-②）を参照して実施し、提出資料を作成して下さい。

##### ① 試験結果データの資料

①ETD CM Ver. △△△△（試験結果データ CM）

②ETD CMTS Ver. ○○○○（試験結果データ CMTS）

報告書は、測定データを参照して報告書（D-①、D-②）を作成して下さい。

##### ② 報告書の資料

①ETR CM Ver. △△△△（妨害評価試験確認報告書 CM）

②ETR CMTS Ver. ○○○○（妨害評価試験確認報告書 CMTS）

なお、CM 及び CMTS 以外の機器については、事務局にお問い合わせ下さい。

### 4.3 試験の立会い

確認会議が立会いを必要とし申請者が認めたとき、或いは申請者が立会いを求めて確認会議が必要と認めた時には、協会から「確認会議」委員が出向いて適切な試験が行われているか確認する場合があります。

なお、立会い時に、測定データ等の可否の判断は行いません。

また、立会いに必要な交通費等は「8.2 事務手続き費用」に定めます。

## 5. 妨害評価試験結果の確認

申請者より提出された4項の資料に対し、協会は確認会議にて試験結果の適正性を確認します。

### ・確認会議

#### 1) 確認会議の開催

確認会議の予定は、当協会のホームページに確認会議開催予定を掲載しておりますが、都合により開催日程が変更されることがあります。

#### 2) 確認会議の構成

確認会議は、確認委員及び客員から構成されます。

申請者は、確認会議に出席して製品概要及び資料内容について説明していただきます。

#### 3) 確認会議の決議

確認会議は確認委員5名以上の出席により成立し、決議は、出席確認委員の全員の賛成をもって決定します。

## 6. 妨害評価試験確認報告書の発行及び周知

### 6.1 妨害評価試験確認報告書の発行

1) 妨害評価試験結果について確認会議において適正性が確認されたものについて、「妨害評価試験確認報告書」を発行します。

2) 報告書作成に当たっては確認会議での意見・指摘事項に基づく修正及び編集等を行い、申請者と事務局で確認を行います。

### 6.2 周知

1) 「妨害評価試験確認報告書」は、総務省（本省及び総合通信局）及び申請者に電子メール等で送付します。

2) 確認された製品については、確認番号、製品名等を協会ホームページに掲載し、周知を図ります。

3) 申請者においても、自らが発行する技術資料やカタログ等に確認番号を記載する事が可能です。

## 7. 運用障害時対応

確認を受けた製品において、運用上の重大な障害等が発生した場合は、申請者は遅滞なく事務局に状況を報告し、障害等に対する処理、原因調査、対策等を行って、障害の拡大防止及び再発防止に努めていただきます。

## 8. 妨害評価試験確認事務手続き区分と費用

### 8.1 申請区分

申請区分は、以下とします。

いずれの場合も、妨害評価試験確認申請書の提出が必要で、確認会議後、新規の確認番号が付与されます。

- 1) 新規申請： 新たに申請する場合。
- 2) 再申請： 「確認番号取得済み製品」に対する変更が生じる場合で、その区分は、以下と成ります。

#### (1) 運用条件変更

- ① 放送信号に妨害を与える妨害波の発生に影響を及ぼす変更。
- ② 漏えい電界強度に影響を及ぼす変更。

#### (2) 軽微な変更（確認書類の提出を求める場合が有ります。）

- ① 運用条件の変更等が無く、有線テレビジョン放送事業者等の要求及び生産都合等により型番を変更する場合。
- ② 放送への妨害、漏えい電界強度に影響しないソフトウェアの変更等の場合。

#### (3) OEM 申請

確認会議で扱う OEM 製品とは、メーカー若しくはベンダー等が、確認会議において既に確認を受けた製品の供給を受けて、市場（有線テレビジョン放送事業者）に提供する製品をいう。

### 8.2 事務手続き費用

妨害評価試験結果の確認に関わる業務に関し、下記の費用を申し受けます。

なお、下記の費用は、1 品目・1 件当たりの費用を示します。

- 1) 新規申請： 新規申請費用を<表 1>に示します。

<表 1>

会員区分	放送への妨害の評価試験	V-ONU または R-ONU の漏えい電界強度評価試験
会員	30 万円（税別）	20 万円（税別）
非会員※2	40 万円（税別）	30 万円（税別）

※2：非会員とは当協会会員社以外をいいます。

- 2) 再申請

- (1) 運用条件変更： 新規申請の場合に準ずる。
- (2) 軽微な変更： 新規申請の場合の 1/2 とする。

- 3) OEM 申請

新規申請の場合の 1/2 とする。

- 4) 立会い試験

- (1) 立会い試験が複数日となる場合は、1 日当たり 5 万円を負担頂きます。
- (2) 遠隔地（協会所在地から 100km 以遠）の場合は、交通費は実費負担頂きます。

## 9. その他

協会の試験室（信号発生器、スペクトラムアナライザ等）を有償にて使用出来ます。使用にあたっては、下記 URL から「（一社）日本CATV技術協会 測定設備①使用申請書、②受付通知書 兼③使用実績確認書」をダウンロードして申し込み下さい。

URL : <https://www.catv.or.jp/jctea/spec/interfere/index.html>

1) 使用料として、下記の費用を申し受けます。

・測定設備使用料（技術協会会員）（下記の費用の消費税は、別途申し受けます）

（1）日額（10時～17時）：10万円（税抜）

（2）時間外（17時～21時）：1万5千円（税抜）／時間(H)

なお、非会員価格は、会員価格の2倍申し受けます。

以上